

奨学生であった皆様へ

明治大学

在学中に日本学生支援機構の奨学生であった方は、3月に卒業または修了の場合、引き続き在学される方以外は10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としができない方がいるそうです。そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会にご説明をし、資料をお配りしてきましたが、改めて注意喚起のために、このメッセージを記します。

あなたの返還金は、口座からきちんと引き落とされていますか。または口座振替の手続きはすでに完了していますか。

あるいは、口座振替の手続きを行っていないため日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。

今一度、ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、以下の日本学生支援機構の相談窓口にご電話してください。

なお、すでに返還中もしくは在学届の提出や返還期限猶予制度などの手続きを済まされている方は、特に手続等は必要ありません。

また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生たちのため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

記

《日本学生支援機構相談窓口》 電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100)

詳細は以下日本学生支援機構のHPにてご確認ください。

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>

以上